

# 入札説明書

博物館特別展に伴う与論グスク模型製作委託業務の一般競争入札については、関係法令及び沖縄県財務規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

沖縄県立博物館・美術館  
館長 田名真之

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 博物館特別展に伴う与論グスク模型製作委託業務
- (2) 仕様書 別紙のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日～令和元年11月11日まで

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 本県競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という）に登録されているもので下記関係書類①を提出したもの、もしくは名簿に登録されていないが、下記関係書類①から③の提出及び当方の審査をもって入札参加資格があると認められたもの。

①競争入札参加資格申請書（別紙様式1）

②定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人でない団体にあつては、定款又は寄付行為に相当する書類）

③県税に関し、未納が無いことを証明する書類（「全税目」申請日より3ヶ月以内に交付されたもの。直近3ヶ年分）。

- (2) 当該業務に関し、仕様書のとおり業務を履行できる技術、知識等を有するもの。
- (3) 地方自治法施行令（以下令という）第167条の4の規定に該当しないもの。

## 3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和元年6月21日(金) 10時
- (2) 場所 沖縄県立博物館・美術館 博物館会議室

## 4 入札について

- (1) 入札書は、別紙様式2（様式第56号（その1））を用いるものとする。
- (2) 代理人が入札する場合は必ず委任状(別紙様式)を入札書に添えて提出する。
- (3) 入札書を提出する場合は、封筒に入札書を入れ密封し、表封筒に氏名(法人の場合はその名称)及び「委託の名称」を記入すること。
- (4) 入札書の記載事項を訂正した場合は、訂正部分を二重線で消し押印すること。なお、入札金額を訂正した入札書を使用した場合は、無効とする。

- (5) 入札者は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず当該入札書の書換え、引換え、又は取消しをすることはできない。
- (6) 入札金額は、算用数字を用いて丁寧に記入し、頭に¥マークを表示すること。
- (7) 入札者は、別添仕様書に基づき、見積もるものとする。
- (8) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する金額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

## 5 再度入札

開札した場合において、落札者がない場合には直ちに再度入札を行う。

## 6 入札保証金

- (1) 見積もる金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

- ① 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- ② 国（独立行政法人、公団及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。

- (2) 入札保証金の納付方法

- ① 入札保証金納付書発行依頼書（別紙様式3）を令和元年6月19日までに当館に提出する。
- ② これを受けて沖縄県が発行する「納付書」を当館で受け取り、納付書に記載されている金融機関で納付する。
- ③ 納付金融機関から受領書を受け取る。
- ④ 領収書の写しを入札前までに契約担当者へ提出すること。

- (3) 入札保証金の還付

- ・ 落札しなかった場合は、入札保証金還付請求書（別紙様式4）を当館へ提出し、約2週間後に指定された口座に振り込む。
- ・ 落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を撤収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。

※入札保証金額が足りなかった場合、その入札は無効となる。

※落札した場合は、契約金額の100分の10以上を契約締結前に納付する必要がある。

## 7 入札保証金及び契約保証金に代わる担保とその価値

入札保証金及び契約保証金は、下記に定める担保の提出をもって代えることができる。

- (1) 国債又は地方債額面金額又は登録金額
- (2) 政府の保証する債権及び契約当事者が確実と認める社債額面又は登録金額(発行債権が額面又は登録金額と異なるときは発行金額)の8割に相当する金額
- (3) 銀行又は契約当事者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手
- (4) 銀行又は契約当事者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形(その手形の満期の日が当該手形を提出した日の1月後に当たるときは、提出した日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手当金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
- (5) 郵便為替証書及び定期預金債権当該債権証書に記載された債券金額
- (6) 契約当事者が確実と認める金融機関の保証金額
- (7) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証金額

## 8 入札の無効

次に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格の無い者のした入札
- (2) 入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (4) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (5) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (7) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (8) 入札条件に違反した入札
- (9) 連合その他不正の行為があった入札
- (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

## 9 落札者の決定方法

- (1) 入札書を提出した者のうち、入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とし、この金額を落札額とする。落札金額について1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- (2) 落札が無効であるときは、予定価格の範囲内で入札を行った次順位の者を落札者としてすることができる。

- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札決定を行う。  
この時、当該入札者でくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引くものとする。

## 10 契約書

別紙（案）のとおり。

## 11 契約保証金

- (1) 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
  - ② 国（独立行政法人、公団及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。

## 12 入札・仕様書に関する問い合わせ先

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1

TEL : 098-851-5401 FAX : 098-941-3560

沖縄県立博物館・美術館 博物館班

主任学芸員 山本 正昭